

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 下水道事業特別会計

事業名	公共下水道・特定環境保全公共下水道		
事業開始年月日	昭和41年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	土浦市	職員数* (H19. 4. 1現在)	23
構成団体名			

注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	185円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	31,030 (H18)
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債務 (百万円)		財政力指数*	0.92 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率* (%)	16.7 (H19)
		経常収支比率* (%)	87.1 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年2月20日 合併前市町村：土浦市、新治村] 土浦市の公共下水道は昭和54年、新治村の公共下水道は昭和60年に供用を開始し、霞ヶ浦湖北流域関連公共下水道として整備してきたところです。両市村の合併に伴う制度の統合は、合併協議会の下水道分科会のなかで調整を図ってまいりましたが、基本的には土浦市の制度に統一することとなりました。 特に、旧新治村の下水道使用料は、合併年度の平成17年度は旧新治村の料金体系とし、平成18年度、平成19年度と段階的に引き上げ、平成19年度からは土浦市の料金に統一いたしました。また、平成18年度にはこれまで別々に定めていた事業認可計画の統合を行っております。

注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
 3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	土浦市公的資金補償金免除繰上償還に係る下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	土浦市長 中川 清
既存計画との関係	第3次土浦市行財政改革大綱（平成18年度から平成22年度）
公表の方法等	市ホームページ等
基本方針	本市にとり、下水道事業の整備は緊急なものです。平成17年度決算において、下水道事業特別会計への繰出金は2,563,000千円となり、一般会計歳出総額の5.7%を占める大きなものとなっています。また、その中で、繰出基準以外の繰出金は1,904,488千円にのぼり、一般会計財政運営の圧迫、一般会計自体が行う事業等に支障が生じる可能性がある状況です。 つきましては、使用料収入や給与水準・定員管理の適正化や、維持管理費の節減などに取り組むことにより経営の健全化を図りたいと考えております。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	45	1,694	1,093	2,832
	補償金免除額	6	408	180	594
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	92	89		181
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	458	974	387	1,818

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	公共下水道事業債	21,213	1,625,162	842,742	2,489,117
	流域下水道事業債	23,368	69,053	249,852	342,273
	合 計 (A)	44,581	1,694,215	1,092,594	2,831,390
※上記のうち 一般会計負担分 再掲					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	44,581	1,694,215	1,092,594	2,831,390

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営企業債	公共下水道事業債	92,105	88,716		180,821
	合 計 (A)	92,105	88,716		180,821
※上記のうち 一般会計負担分 再掲					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	92,105	88,716	0	180,821

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	公共下水道事業債	429,701	893,428	152,589	1,475,718
	流域下水道事業債	13,512	39,673	233,647	286,832
	合 計 (A)	443,213	933,101	386,236	1,762,550
※上記のうち 一般会計負担分 再掲					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	443,213	933,101	386,236	1,762,550

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の下水道は昭和41年に浸水対策事業として中心市街地を中心に合流式での整備が始まり、その後、県が主体となった霞ヶ浦湖北流域下水道としての整備が進められ昭和54年から一部供用を開始し、平成18年度末の下水道普及率は86.3%に達しておりますが、資本費(元利償還金比率)が平成18年度決算において185円と全国平均を上回っており、一般会計から多額の繰入金を充当している状況にあります。</p> <p>また、下水道事業債の残高についても、債務の縮減に努めておりますが、平成18年度末で31,030,200千円と多額となっております。</p>
経営課題	<p>課題 ① 使用料水準の適正化</p> <p>平成10年の料金改定後9年を経過し見直し時期を迎えています。また、使用料水準として一般家庭で20m³3,000円(本市は20m²2,625円)との額が示されたこと等により改定が必要であると考えております。</p>
	<p>課題 ② 給与水準・定員管理の適正合理化</p> <p>本市では、これまで2課(下水道管理課・下水道建設課)で行ってきた業務体制を平成17年に下水道課として1課に統合し、人員についても年々削減を実施してきたところであるが、市の定員適正化計画を踏まえ更なる削減をしていかねばならないと考えています。</p>
	<p>課題 ③ 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化</p> <p>下水道維持管理費については、流域下水道への維持管理負担金の抑制のために降雨の影響を受ける不明水対策に取り組んだり、すでに実施しているポンプ場運転管理、料金徴収業務等の民間委託についても委託料金・内容等の見直しを考えなくてはならない状況です。</p>
	<p>課題 ④ 水洗化率の向上</p> <p>水洗化率を向上させることによって使用料収入の増加が見込まれるが、接続について工事費の問題等により協力を得られないケースもありますが、整備した下水道施設の最大限の活用のためにも戸別訪問等により水洗化率の向上に努めていく必要があると考えます。</p>
	<p>課題 ⑤ 整備コストの削減</p> <p>財政事情の厳しい中、下水道未整備地区において着実かつ効果的な整備を推進するために、引き続き、整備手法や整備コスト削減等の見直しが必要であると考えます。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:千円, %)

年度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算)	平成20年度 (計画前2年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前4年度) (決算)	平成23年度 (計画前5年度) (当初見込) (再試算後)
赤字比率 $\left(\frac{(O)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$										
収益的収支比率 $\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	69.8	65.3	63.4	54.4	88.1	65.7	49.6	88.8	92.0	87.2
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資金不足額 (R)/0		0	0	0	0	0	0			0
営業収益-受託工事収益 (B)-(C) (S)										
資金不足比率 (R)/(S)×100										
積立金現在高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債現在高	33,335,194	32,973,184	33,000,871	31,945,214	31,030,200	29,975,143	29,216,059	27,946,906	26,583,798	25,871,531
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	33,335,194	32,973,184	33,000,871	31,945,214	31,030,200	29,975,143	29,216,059	27,946,906	26,583,798	25,871,531
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

年度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算)	平成20年度 (計画前2年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前4年度) (決算)	平成23年度 (計画前5年度) (決算)
収益										
区										
分的										
収益										
うち標準内繰入金	1,012,959	926,646	794,326	741,961	1,788,137	1,970,468	1,573,326	1,738,739	1,778,508	1,465,847
うち標準外繰入金	470,559	509,808	520,582	461,666	1,628,609	1,795,003	1,465,976	1,617,396	1,735,559	1,332,064
うち料金収入に計上すべき繰入金等	542,400	416,838	273,744	280,295	159,528	175,465	107,350	121,343	42,949	133,783
うち赤字補てんのなもの										
資本										
区的										
分的										
収益										
うち標準内繰入金	542,400	416,838	273,744	280,295	159,528	175,465	107,350	121,343	42,949	133,783
うち標準外繰入金	1,515,441	1,767,861	1,201,374	1,821,039	471,863	455,437	482,674	445,261	257,783	448,411
うち赤字補てんのなもの	142,303	167,020	180,030	196,847	163,637	158,075	149,887	125,346	79,653	155,198
うち標準外繰入金	1,373,138	1,600,841	1,021,344	1,624,192	308,226	297,362	332,787	319,915	178,130	291,213
うち赤字補てんのなもの	1,373,138	1,600,841	1,021,344	1,624,192	308,226	297,362	332,787	319,915	178,130	291,213

(3) 経営指標等

(単位：%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (決算見込)
資金不足比率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率※	54.0	53.1	54.1	53.8	79.9	93.6	92.7	92.3	91.9	91.4
総収支比率(法適用)										
經常収支比率(法適用)										
営業収支比率(法適用)										
累積欠損金比率(法適用)										
収益的収支比率(法非適用)	69.8	65.3	63.4	54.4	88.1	65.7	49.6	88.8	87.5	87.2
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収入分	33.3	32.7	28.9	27.3	47.4	52.2	43.9	46.0	42.9	41.3
うち基準内繰入金	15.5	18.0	18.9	17.0	43.2	47.6	40.9	42.8	39.0	37.5
うち基準外繰入金	17.8	14.7	10.0	10.3	4.2	4.7	3.0	3.2	3.9	3.8
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	17.8	14.7	10.0	10.3	4.2	4.7	3.0	3.2	3.9	3.8
資本的収入分	48.5	46.9	32.7	52.9	29.4	16.2	9.2	24.2	31.5	31.9
うち基準内繰入金	4.6	4.4	4.9	5.7	10.2	5.6	2.8	6.8	10.9	11.1
うち基準外繰入金	43.9	42.5	27.8	47.2	19.2	10.6	6.3	17.4	20.5	20.8
うち赤字補てん的なもの	43.9	42.5	27.8	47.2	19.2	10.6	6.3	17.4	20.5	20.8

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 資金不足比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
- (2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100
- (3) 經常収支比率 (%) = 經常収益／經常費用 × 100
- (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用) × 100
- (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100
- (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方償還金) × 100
- (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益) × 100
- (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業(下水道料回収率)については使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (經常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (經常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費) ＋ 企業償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金) ＋ 地方償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入／汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方 (前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	環境への取り組み等により節水傾向が見られるが、水洗化普及への取り組み等の影響を勘案し1%の伸びとした。
2 他会計繰入金の見込み	地方債償還金の減少に伴い、一般会計からの繰出金の減少を見込んでおります。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	特になし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定 (前提条件) について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項目	具体的内容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p>	
<p>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</p>	<p>平成18年2月の合併時職員数(全会計)は1,185人ですが、退職者の増大や新規採用職員の抑制により、平成18年4月1日には1,146人と、合併時と比べると39人の減少となっています。また、定員適正化計画による全会計職員数の純減目標は115人、▲10.03%で、事業量等に応じ、適正な人員配置をいたします。課題②</p>
<p>○ 給与のあり方</p>	<p>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 平成18年度から、国家公務員の給与構造改革に準じた給与構造改革を実施しております。地域手当は10%の支給地域ですが、平成18年度は支給を見送り国より1年遅れで実施しましたが、今後の率の推移は財政状況を勘案しながら検討していきます。また、平成19年度は特殊勤務手当の見直しを実施し、27種を17種に削減しております。課題②</p>
<p>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p>	<p>平成18年度の給与構造改革時に、それまでの市独自の技労職給料表を廃し、国家公務員行政職2に準じた給料表に切り替えたことにより約半数の職員の昇給がなくなり、給料の抑制を図っております。事業見直しや民間委託等の推進により、職員退職に伴う補充はしておらず、人件費を抑制しています。給与の状況は、通知の趣旨に沿って3月頃に公表します。課題②</p>
<p>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</p>	<p>平成16年度に定年退職時の特別昇給を廃止し、平成18年度には勤奨退職時の特別昇給を廃止し、退職時特別昇給を全廃しました。退職手当につきましては、加入している茨城県市町村総合事務組合条例によります。課題②</p>
<p>◇ 福利厚生事業のあり方</p>	<p>経常収支比率抑制のため、職員互助会の余暇・文化活動等厚生事業内容を見直し、当該事業への補助率を引き下げ、補助金を削減しております。平成19年度予算額 15,200千円 対前年△2,546千円 なお、職員互助会共済事業(慶弔給付等)につきましては、会員掛金のみで運営し、事業主負担はありません。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p>	
<p>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p>	<p>平成19年度は、旅費、需用費、役務費、委託料等についてマイナス5%のシーリング及びISO14001の目標を実施しており、平成20年度についても引き続き削減を実施します。課題③</p>
<p>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>ポンプ場運転管理、料金徴収業務等についてすでに民間委託を実施しておりますが、今後も委託料金・内容等の見直し等を検討いたします。課題③</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項目	具体的内容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体において、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	<p>使用料収入に比べ維持管理費と資本費の割合が年々増加していますが、使用料については平成10年の改定時に基本料金を1,000円から1,200円に、超過料金は区分ごとに各10円の引き上げを行いました。その後、平成18年2月に新治村と合併し、料金統一を図るため、新治地区の下水道使用料を段階的に値上げし、平成19年度に統一いたしました。統一後は、1年以上据え置き期間をもち、汚水処理原価等をもとに改定を検討します。</p> <p>課題①</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	<p>平成18年4月に第3次行財政改革大綱及びこれに伴う平成22年度までの実施計画を定め、協働・健全財政、効果・効率、人材育成をキーワードに取り組んでいます。また毎年度、予算の概要、上期・下期の執行状況、決算の概要、財政比較分析表、財政状況一覧表等を広報誌やホームページで公開しています。また、開示請求により、予算要求書等を開示しています。</p>
○ 行政評価の導入	<p>庁内に内部検討組織を設け、試行とあわせて本格実施に向けた検討を行っています。また、具体的システム内容を検討していきます。</p>
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

注2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

注3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果
1 主な課題と取組み及び目標

取組み及び目標	
課題	
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	定員適正化計画による全会計職員数の純減目標は115人、10.03%で、外部委託の推進等により特に技能労務職の削減率が大きく、事業量等に応じ、適正な人員配置をいたします。【Ⅳ-1】
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	現在、繰越欠損金は生じておりませんが、使用料収入や給与水準・定員管理の適正化や、維持管理費の節減などに取り組むことにより、今後も現状を維持できるよう努めます。【Ⅳ-1, 2】
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	使用料見直しの検討を行い、適正な受益者負担を求めていくとともに、一層の経費削減を行い、公営企業の自立に向けた取り組みを実施します。【Ⅳ-1, 2】
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。
(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該年度の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれ合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 線上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「線上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

